

市会運営委員会副委員長及び同委員の辞任並びに選任

1 経緯

○令和6年2月28日付で、中山議員から市会運営委員会副委員長及び同委員の辞任願が提出

2 対応案

○中山議員の副委員長及び委員の辞任を許可

○委員及び副委員長に大岩議員を選任

参 考 横浜市会委員会条例（抜粋）

第6条第2項 常任委員、運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮ることなく指名することができる。

第7条第2項 委員長及び副委員長は、委員の中から市会の会議において選挙する。

第8条 委員長、副委員長、運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、市会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。